



宮崎県公報

令和7年12月25日(木曜日) 第675号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

規則

- 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則
 - の一部を改正する規則 (総務課) 1
- 告示
 - 公の施設の指定管理者の指定 (みやざき文化振興課) 2
 - 公の施設の指定管理者の指定 (財産総合管理課) 2
 - 保安林の指定(4件) (自然環境課) 2
 - 保安林の指定の解除予定 (〃) 3
 - 保安林の指定解除の予定の通知 (〃) 3
 - 公の施設の指定管理者の指定 (スポーツランド推進課) 3
 - 公の施設の指定管理者の指定 (担い手農地対策課) 3
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (〃) 3
- 人事委員会規則
 - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正す

頁

- る規則 4
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 4
- 多学年学級担当手当に関する規則を廃止する規則 15
- 教育委員会規則
 - 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則及び夜間学級担当手当に関する規則の一部を改正する規則 15
- 選挙管理委員会規程
 - 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規程 16
- 政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程 16
- 県議会告示
 - 宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示 22

規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第69号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
3 その他()
※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

を

別記様式第3号、別記様式第16号及び別記様式第21号中

1 個人番号カード
2 運転免許証
3 その他()
※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

に改める。

- 附則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告示

宮崎県告示第852号

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県立芸術劇場

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

理事長 松坂千尋

宮崎市船塚3丁目 210番地

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

宮崎県告示第853号

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県東京学生寮

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ジェイ・エス・ピー

代表取締役 森高広

京都府京都市下京区因幡堂町 655番地

- 3 指定の期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで

宮崎県告示第854号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字唐木野庚 635-1、字

釘野々庚1123-5、庚1123-8

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第855号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字崎山乙2248-3

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第856号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字アマリ5748(次の図に示す部分に限る。)、5740から5747まで、5753-1から5753-3まで、5755、5758-1、5758-2、5760、5761、5763、5764、字薮ヶ谷5766、5769-1、5770

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第857号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字岩立山 890-11

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 858号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡諸塙村大字七ツ山字米ノ迫6347-7、字桂6392-9、6392-10、6392-11、6393-8、6393-9、6393-10、6394-9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 859号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 860号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県屋外型トレーニングセンター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社馬原造園建設
代表取締役 小川次郎
宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地
フェニックスリゾート株式会社
代表取締役 山本俊祐
宮崎市山崎町浜山 415番地97
株式会社M R T アド
代表取締役 長友亮太
宮崎市橋通東4丁目1番2号
- 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年3月31日まで

宮崎県告示第 861号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）
宮崎県農業科学公園
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川越宏樹
宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年3月31日まで

宮崎県告示第 862号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	河 地	K- 428-0074	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 863号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 12 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	河 地	K- 428-0074	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第31号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表の適用範囲)	(教育職給料表の適用範囲)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 教育職給料表の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級である者とする。	2 教育職給料表の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級及び4級である者とする。
(市町村立学校教育職給料表の適用範囲)	(市町村立学校教育職給料表の適用範囲)
第1条の2 [略]	第1条の2 [略]
2 市町村立学校教育職給料表の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級である者とする。	2 市町村立学校教育職給料表の備考(2)の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職員のうちその職務の級が3級及び4級である者とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第32号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。	第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号及び次項に掲げる職員の区分に応じて、当該各号及び次項に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。
(1) [略]	(1) [略]

(2) 前号に規定する職員のうち、市町村立学校給与条例第4条第8項の規定による夜間学級担当手当(以下「夜間学級担当手当」という。)を支給される職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1に掲げる額)

(3)~(5) [略]

(2) 前号に規定する職員のうち、市町村立学校給与条例第4条第6項の規定による夜間学級担当手当(以下「夜間学級担当手当」という。)を支給される職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1に掲げる額)

(3)~(5) [略]

2 市町村立学校給与条例第5条の3第4項第1号又は県給与条例第8条の6第4項第1号に定める校務を分掌する職員(以下「学級担任」という。)の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額を、同項各号に対応する別表の備考に掲げる額(複数の学級担任が1つの学級又は複数の学級を担任する場合は、当該学級数に同項各号に対応する別表の備考に掲げる額を乗じ、当該学級担任の人数で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額(その額が同項各号に対応する別表の備考に掲げる額を超えるときは、当該額)にそれぞれ加えた額とする。

3 前項の手当の支給は、職員が新たに学級担任たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が学級担任たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

附 則

1 [略]

(県給与条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員に係る特例)

2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

1 [略]

(県給与条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員に係る特例)

2 県給与条例附則第17項又は市町村立学校給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者 (第 4 条関係)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
1		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
2		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
3		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
4		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
5		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
6		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
7		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
8		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
9		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
10		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
11		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
12		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
13		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
14		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
15		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
16		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
17		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
18		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
19		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
20		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
21		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
22		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
23		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
24		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
25		1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
26		1,800	2,000	3,700	4,100	
27		1,800	2,000	3,700	4,100	
28		1,800	2,000	3,700	4,100	
29		1,900	2,100	3,800	4,100	
30		1,900	2,100	3,800	4,100	
31		1,900	2,100	3,800	4,100	
32		1,900	2,100	3,800	4,100	
33		1,900	2,200	3,900	4,200	
34		1,900	2,200	3,900	4,200	
35		1,900	2,200	3,900	4,200	
36		1,900	2,200	3,900	4,200	
37		2,000	2,300	4,000	4,400	
38		2,000	2,300	4,000	4,400	
39		2,000	2,300	4,000	4,400	
40		2,000	2,300	4,000	4,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	
	46	2,200	2,600	4,100	4,600	
	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800	
	59	2,400	3,000	4,400	4,800	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		

85	2,800	3,800	5,000		
86	2,800	3,800	5,000		
87	2,800	3,800	5,000		
88	2,800	3,800	5,000		
89	2,900	3,900	5,000		
90	2,900	3,900	5,000		
91	2,900	3,900	5,000		
92	2,900	3,900	5,000		
93	3,000	4,000	5,000		
94	3,000	4,000	5,000		
95	3,000	4,000	5,000		
96	3,000	4,000	5,000		
97	3,100	4,100	5,100		
98	3,100	4,100	5,100		
99	3,100	4,100	5,100		
100	3,100	4,100	5,100		
101	3,100	4,200	5,100		
102	3,100	4,200	5,100		
103	3,100	4,200	5,100		
104	3,100	4,200	5,100		
105	3,200	4,300	5,100		
106	3,200	4,300			
107	3,200	4,300			
108	3,200	4,300			
109	3,200	4,400			
110	3,200	4,400			
111	3,200	4,400			
112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400			
114	3,200	4,400			
115	3,200	4,400			
116	3,200	4,400			
117	3,300	4,500			
118	3,300	4,500			
119	3,300	4,500			
120	3,300	4,500			
121	3,300	4,600			
122	3,300	4,600			
123	3,300	4,600			
124	3,300	4,600			
125	3,300	4,700			
126		4,700			
127		4,700			
128		4,700			
129		4,700			

130		4,700			
131		4,700			
132		4,700			
133		4,700			
134		4,700			
135		4,700			
136		4,700			
137		4,700			
138		4,700			
139		4,700			
140		4,700			
141		4,700			
142		4,700			
143		4,700			
144		4,700			
145		4,800			
146		4,800			
147		4,800			
148		4,800			
149		4,900			
150		4,900			
151		4,900			
152		4,900			
153		4,900			
154		4,900			
155		4,900			
156		4,900			
157		4,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円	円
	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に 3,000円をそれぞれ加算する。

別表第2 教育職給料表の適用を受ける者 (第4条関係)

職員 の 区分	職務 の級 号 級	1級	2級	特2級	3級	4級
	1	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	
	34	1,900	2,600	3,900	4,700	
	35	1,900	2,600	3,900	4,700	
	36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37	2,000	2,600	4,000	4,800	
	38	2,000	2,600	4,000	4,800	
	39	2,000	2,600	4,000	4,800	
	40	2,000	2,600	4,000	4,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	2,200	2,800	4,000	4,900	
	42	2,200	2,800	4,000	4,900	
	43	2,200	2,800	4,000	4,900	
	44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		
	84	2,800	4,000	4,800		

85	2,800	4,100	5,000		
86	2,800	4,100	5,000		
87	2,800	4,100	5,000		
88	2,800	4,100	5,000		
89	2,900	4,200	5,000		
90	2,900	4,200	5,000		
91	2,900	4,200	5,000		
92	2,900	4,200	5,000		
93	3,000	4,300	5,000		
94	3,000	4,300	5,000		
95	3,000	4,300	5,000		
96	3,000	4,300	5,000		
97	3,100	4,400	5,100		
98	3,100	4,400	5,100		
99	3,100	4,400	5,100		
100	3,100	4,400	5,100		
101	3,100	4,400	5,100		
102	3,100	4,400	5,100		
103	3,100	4,400	5,100		
104	3,100	4,400	5,100		
105	3,200	4,500	5,100		
106	3,200	4,500			
107	3,200	4,500			
108	3,200	4,500			
109	3,200	4,600			
110	3,200	4,600			
111	3,200	4,600			
112	3,200	4,600			
113	3,200	4,700			
114	3,200	4,700			
115	3,200	4,700			
116	3,200	4,700			
117	3,300	4,700			
118	3,300	4,700			
119	3,300	4,700			
120	3,300	4,700			
121	3,300	4,700			
122	3,300	4,700			
123	3,300	4,700			
124	3,300	4,700			
125	3,300	4,700			
126	3,300	4,700			
127	3,300	4,700			
128	3,300	4,700			
129	3,400	4,700			

130	3,400	4,700			
131	3,400	4,700			
132	3,400	4,700			
133	3,400	4,800			
134	3,400	4,800			
135	3,400	4,800			
136	3,400	4,800			
137	3,400	4,900			
138	3,400	4,900			
139	3,400	4,900			
140	3,400	4,900			
141	3,500	4,900			
142	3,500	4,900			
143	3,500	4,900			
144	3,500	4,900			
145	3,500	4,900			
146	3,500				
147	3,500				
148	3,500				
149	3,500				
150	3,500				
151	3,500				
152	3,500				
153	3,500				
154	3,500				
155	3,500				
156	3,500				
157	3,500				
158	3,500				
159	3,500				
160	3,500				
161	3,500				
162	3,500				
163	3,500				
164	3,500				
165	3,500				
166	3,500				
167	3,500				
168	3,500				
169	3,500				
170	3,500				
171	3,500				
172	3,500				
173	3,500				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		円	円	円	円	円
		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に 3,000円をそれぞれ加算する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

多学年学級担当手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第33号

多学年学級担当手当に関する規則を廃止する規則

多学年学級担当手当に関する規則(昭和35年宮崎県人事委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

教育委員会規則

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則及び夜間学級担当手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

宮崎県教育委員会教育長 吉村達也

宮崎県教育委員会規則第9号

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則及び夜間学級担当手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則(昭和53年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)第4条第6項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)第6条第1項の規定に基づき、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任等の範囲を定めるものとする。</p> <p>(主任等の範囲)</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。</p> <p>[略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)第4条第4項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)第6条第1項の規定に基づき、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任等の範囲を定めるものとする。</p> <p>(主任等の範囲)</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第4項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。</p> <p>[略]</p>

(夜間学級担当手当に関する規則の一部改正)

第2条 夜間学級担当手当に関する規則(令和6年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。)第4条第8項及び第9項並びに第10条の規定に基づき、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(管理職手当を受ける職員の夜間学級担当手当)</p> <p>第2条 条例第4条第8項及び第9項の規定により管理職手当を受ける校長、副校長及び教頭に支給する夜間学級担当手当の支給割合はそれぞれ100分の4とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等の夜間学級担当手当の額の端数計算)</p> <p>第4条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。)第4条第6項及び第7項並びに第10条の規定に基づき、夜間学級担当手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(管理職手当を受ける職員の夜間学級担当手当)</p> <p>第2条 条例第4条第6項及び第7項の規定により管理職手当を受ける校長、副校長及び教頭に支給する夜間学級担当手当の支給割合はそれぞれ100分の4とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等の夜間学級担当手当の額の端数計算)</p> <p>第4条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項</p>

の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、条例第4条第8項及び第9項の規定による夜間学級担当手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の額とする。

の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について、条例第4条第6項及び第7項の規定による夜間学級担当手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の額とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年12月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合 修

宮崎県選挙管理委員会規程第2号

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成20年選挙管理委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(閲覧の請求手続) 第1条 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第20条の2第2項の規定による報告書、書面又は政治資金監査報告書のうち、宮崎県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「収支報告書等」という。)の閲覧の請求は、閲覧簿(別記様式第1号)に所要の事項を記載してしなければならない。	(閲覧の請求手続) 第1条 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第20条の2第2項の規定による報告書、書面、政治資金監査報告書又は確認書のうち、宮崎県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「収支報告書等」という。)の閲覧の請求は、閲覧簿(別記様式第1号)に所要の事項を記載してしなければならない。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程をここに公表する。

令和7年12月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合 修

宮崎県選挙管理委員会規程第3号

政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

政党助成法第32条第5項の規定による閲覧の請求等に関する規程(平成7年選挙管理委員会告示第91号)の全部を改正する。

(閲覧の請求手続)

第1条 政党助成法(平成6年法律第5号。以下「法」という。)第32条第5項の規定による支部報告書、支部総括文書又は監査意見書のうち、宮崎県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「支部報告書等」という。)の閲覧の請求は、閲覧簿(別記様式第1号)に所要の事項を記載してしなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第2条 前条の請求に係る閲覧(以下「閲覧」という。)は、委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

(破損等の禁止)

第3条 閲覧に係る支部報告書等は丁重に扱い、これについて破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止等)

第4条 前2条の規定に違反する者に対しては、閲覧を中止させ、又はこれを禁止するものとする。

(写しの交付の請求等)

第5条 法第32条第5項の規定により、支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、支部報告書等の写しの交付請求書(別記様式第2号。以下「請求書」という。)に所要の事項を記載の上、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 委員会は、法第32条第5項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を交付期間延長通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。
- 5 法第32条第5項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にその全てについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については、相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、交付期間特例延長通知書（別記様式第4号）により通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別記

様式第1号（第1条関係）

閱覽簿

様式第2号(第5条関係)

支部報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

宮崎県選挙管理委員会 殿

氏名:(法人その他の団体にあっては名称及び代表者)

住所又は居所及び電話番号:(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先:(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第5条第1項の規定により、次のとおり支部報告書等の写しの交付を請求します。

請求する支部報告書等に係る収入及び支出があつた年並びに政党支部及び支部報告書等の名称	年	政党支部及び支部報告書等の名称	
希望する写しの交付方法 (希望する方法に○)	1	複写機により用紙に複写したものの交付(用紙1枚につき10円)	
	2	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 (CD-R1枚につき80円に、支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額)	
郵送による交付の希望 (該当する方に○)	3	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 (DVD-R1枚につき100円に、支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額)	
		有	無
備考			

(注) 郵送による交付を希望される場合には、別途送付に要する費用を負担していただきます。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

交 付 期 間 延 長 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付については、政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」という。）第 5 条第 4 項の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政党支部及び支部報告書等の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がなされた年			
2 規程第 5 条第 3 項の規定による交付期間	年 年	月 月	日から 日まで
3 延長後の交付期間	年 年	月 月	日から 日まで
4 延長の理由			
5 連絡先	宮崎県選挙管理委員会 電話番号 内線		
6 備考			

様式第 4 号 (第 5 条関係)

交付期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付については、
政党助成法の規定に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」という。）第 5 条第 5 項の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政党支部及び支部報告書等の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がなされた年			
2 規程第 5 条第 3 項の規定による交付期間	年	月	日から 年 月 日まで
3 支部報告書等の写しのうち相当の部分につき交付をする期間	年	月	日から 年 月 日まで
4 支部報告書等の写しの残りの部分につき交付をする期限	年	月	日
5 規程第 5 条第 5 項の規定を適用する理由			
6 連絡先	宮崎県選挙管理委員会 電話番号 内線		
7 備考			

県議会告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年12月25日

宮崎県議会議長 外山 衛

宮崎県議会告示第3号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年宮崎県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

「

別記様式第3号中

- 1 運転免許証
- 2 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
- 3 その他()
- ※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

」

「

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 その他()
- ※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

に改める。

」

「

別記様式第15号中

- 1 運転免許証
- 2 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
- 3 その他()
- ※ 郵送による訂正請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

」

「

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 その他()
- ※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

に改める。

」

「

別記様式第21号中

- 1 運転免許証
- 2 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
- 3 その他()
- ※ 郵送による利用停止請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

」

「

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 その他()
- ※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

